

地方消費税率引上げ分の使途について(令和5年度予算)

消費税率の5%から10%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり、社会保障施策に要する経費に充てています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障分) **24,000 千円**

(歳出)

(単位:千円)

項目		予算額	財源			
			特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	146,517	44,690	101,827	11,000	90,827
	老人福祉費	37,512	4,626	32,886	3,700	29,186
児童福祉費	保育所費	73,790	13,698	60,092	7,000	53,092
	子育て支援事業費	16,092	5,376	10,716	1,100	9,616
社会教育費	児童館・生涯学習施設費	12,380	5,667	6,713	1,200	5,513
合計		286,291	74,057	212,234	24,000	188,234